

インターネット上の誹謗中傷に関する対応について

2020年9月16日
事 務 局

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

- 「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」(2020年8月)及び「発信者情報開示の在り方に関する研究会中間とりまとめ」(同年8月)が発表されたことを踏まえ、総務省として「政策パッケージ」をとりまとめ、インターネット上の誹謗中傷に対して各府省や産学民のステークホルダーと連携して早急に対応。今後、「プラットフォームサービスの在り方に関する研究会(PF研)」において進捗状況等の検証を実施。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【本年9月中旬までに作成】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【本年秋から実施】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省人権擁護局・(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【準備ができたものから順次実施】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【本年9月中に次回検討会を開催、以降も定期的に開催】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【9月以降継続的に実施】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウントビリティ確保方策を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ今年度中に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【今年度中に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐付く氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【本年秋を目途に実施】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について、引き続き検討【11月を目途に最終とりまとめ】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、省令改正ほか、必要に応じて法改正を視野に、引き続き検討【11月を目途に最終とりまとめ】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【9月以降継続的に実施】

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【今年度中に準備、来年度から実施】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【9月以降、準備でき次第実施】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【本年秋を目途に実施】

電話番号の開示対象への追加(8月31日公布・施行)

・総務省令(※)において、発信者情報開示の対象となる情報を列挙しているところ、新たに電話番号を開示対象として追加。8月31日、公布・施行(同日公表)。

(※)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令(平成十四年総務省令第五十七号)

○ 発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名又は名称 (省令第一号)

○ 発信者その他侵害情報の送信に係る者の住所(同第二号)

○ 発信者の電話番号(同第三号)

○ 発信者の電子メールアドレス(同第四号)

○ 侵害情報に係るIPアドレス(同第五号)

○ 携帯電話端末等の利用者識別符号(同第六号)

○ SIMカード識別番号(同第七号)

○ タイムスタンプ(侵害情報が送信された年月日及び時刻)(同第八号)